

平成 30 年度の国保事業費納付金等の算定について

平成 30 年度の納付金等の算定に当たっては、次の条件により行った。

1 基礎的な算定方針について

(1) 保険料水準の統一について

当面は保険料水準の統一は困難と考えられるため、納付金の算定においては市町村ごとの医療費水準を全て反映する。

(2) 激変緩和措置について

被保険者 1 人当たりの納付金額を平成 28 年度と比較し、増加率を医療給付費等の自然増までに抑える。

(3) 納付金の算定における応益・応能の割合について

本県の所得水準を示すものとして国が示す所得係数を用いる。
 応益：応能割合＝1：1.2 程度（具体的数値は毎年国が示す）

2 納付金の算定に必要な係数等

(1) 医療費指数反映係数 α の設定

医療費指数反映係数 α は 1 とする。なお、係数は告示で定める。（1 (1) のとおり）

(2) 所得係数 β の設定

全国平均の被保険者 1 人当たりの所得額における本県の所得額の水準に応じた所得係数 β とする。なお、係数は告示で定める。（1 (3) のとおり）
 ※所得係数 β （平成 30 年度の納付金本算定時に国が示した係数）

- ・医療給付費分…1.2300013542009
- ・後期高齢者支援金分…1.2051223198395
- ・介護納付金分…1.2251309673333

(3) 調整係数 γ の設定

α 及び β を用いて算定した各市町村の納付金基礎額の総額を、県全体の納付金算定基礎額に合わせるための調整係数 γ を設定する。具体的には、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令に基づき、「納付金算定基礎額」を「各市町村に係る調整前納付金基礎額の総額」で除して得た数とし、係数は告示で定める。

※調整係数 γ

- ・医療給付費分…1.1084272210578
- ・後期高齢者支援金分…0.9999999994605
- ・介護納付金分…0.9999999984969

(4) 賦課限度額の設定

納付金及び市町村標準保険料率を算定する時点における政令基準とする。
 （平成 29 年度政令基準）

- ・医療給付費分…54 万円
- ・後期高齢者支援金分…19 万円
- ・介護納付金分…16 万円

(5) 納付金の配分を行う際の所得のシェアや人数のシェアの考え方

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、それぞれのシェアにおける配分指数を次のとおり設定する。

所得（応能）シェア		人数（応益）シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	100	0

3 標準保険料率の算定に必要な係数等

(1) 所得係数 β の設定

- ア 都道府県標準保険料率
 全都道府県統一で国から示された β を使用。（2 (2) と同じ β ）
- イ 市町村標準保険料率
 国から示された β とする。（2 (2) と同じ β ）

(2) 標準保険料率の算定方式

- ア 都道府県標準保険料率
 全都道府県統一で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、2 方式を使用。
- イ 市町村標準保険料率
 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、3 方式とする。

(3) 標準的な収納率の設定

ア 都道府県標準保険料率

設定なし(市町村標準保険料率で用いた市町村規模別により自動計算)

イ 市町村標準保険料率

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、市町村規模別を基本に、次の方法により設定する。

市町村規模別区分	設定方法
1万人未満	規模別区分ごとに算定した現年度分収納率(一般被保険者)の算定年度における直近過去3か年度分の平均収納率とする。ただし、10万人以上の区分は該当が1市のみのため、他の区分との整合を保つよう設定する。
1万人以上5万人未満	
5万人以上10万人未満	
10万人以上	

(4) 所得割指数、均等割指数、平等割指数の設定

ア 都道府県標準保険料率

全都道府県統一で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、次の設定のみ。

所得(応能)シェア		人数(応益)シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	100	0

イ 市町村標準保険料率

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、次のとおりとする。

所得(応能)シェア		人数(応益)シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30

[一定割合の考え方] (平成28年度から平成30年度までの2か年で算定)

区分	一定割合※ (自然増)	算定の考え方
	本算定	
保険料区分ごと		
医療分	104.79% (102.37%)	1人当たり医療給付費における平成23～28年度(5カ年)の平均伸び率に30年度の診療報酬改定率を加味した伸び率
後期高齢者支援金分	102.14% (101.06%)	告示額から1人当たり公費を引いた額で比較した平成28～30年度の伸び率
介護納付金分	103.31% (101.64%)	
合算額	103.94% (101.95%)	各区分の一定割合と平成30年度の1人当たり納付金額を加重平均

※一定割合欄の()書きは、平成28年度から平成30年度の増加率を単年度の増加率に換算したもの。

4 激変緩和措置の実施に必要な係数等

(1) 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの1人あたり納付金額の一定割合及び合算した額の一定割合

平成30年度における激変緩和措置の対象となる一定割合については、保険料区分ごとの自然増とする。

合算した額の一定割合については、保険料区分ごとの一定割合(自然増)と平成30年度の1人当たり納付金額とを加重平均して算出する。